



報道関係者各位

魚津市犯罪被害者等支援講演会を開催します

魚津市犯罪被害者等支援条例の施行（令和6年12月20日）に伴い、犯罪被害者等が置かれている状況や支援の必要性、二次的被害※の防止の重要性について市民の方等に理解を深めていただくため、「魚津市犯罪被害者等支援講演会」を開催します。

- 1 開催日時 令和7年2月22日（土）14時～16時（開場13:30）
- 2 会場 ありそドーム「研修室」（魚津市北鬼江2898番地3）
- 3 講演
(1) 演題「犯罪被害者になるということ」
講師 ^{こうのす} 鴻巣 たか子 氏（交通死亡事故被害者のご遺族、被害者が創る条例研究会世話人）
(2) 演題「犯罪の被害にあうと～住み慣れた地域で生活し続けるために～」
講師 齊藤 静子 氏（元多摩市くらしと文化部平和・人権課長兼TAMA女性センター長、社会福祉士）
- 4 参加予定者数 約90人（申込不要、入場無料、定員（90名）になり次第受付終了）
- 5 主催者 魚津市
- 6 その他
(1) 「犯罪被害者等支援総合窓口」を設置します
【設置日】 令和7年1月31日（金）
【場所】 魚津市役所市民課市民係内
【総合窓口の役割】
 - ・犯罪被害者等の被害の実情に応じた情報提供や関係機関との連絡調整
 - ・魚津市犯罪被害者等支援金支給申請に関する相談、受付
 - ・犯罪被害者等の置かれている状況について、市民等及び事業者の理解を深めるための広報、啓発
(2) 犯罪被害者等支援の啓発のため、チラシ（作成中）を配布、設置します
【配布先】 市内関係団体、事業所等
【設置場所】 市内公共施設、市役所等



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギュッとちゃん」

※二次的被害：犯罪による直接的な被害をうけた後に、周囲の心ない言動により精神的苦痛や心身の不調、名誉の毀損、経済的な損失等の被害を受けること

担当部署：市民課 市民係
(課長) 田村 理子
(担当者) 三村
電話 0765-23-1003 FAX 0765-23-1059
E-Mail shimin@city.uozu.lg.jp